

埼玉県議会PR用動画制作業務委託 企画提案募集要項

この要項は、埼玉県議会PR用動画制作業務委託に関して、受託する業者を選定するために実施する企画提案競技に関して必要な事項を定めるものとする。

1 委託業務名

埼玉県議会PR用動画制作業務委託

2 委託業務内容

別紙「埼玉県議会PR用動画制作業務委託 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 履行期間

契約締結日 から 令和6年3月29日（金）まで

4 予算額

予算額 2,000,000 円

※ 本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

5 業務委託候補者の選定方法

受託希望者から提出された企画提案書等に基づき、プレゼンテーション・ヒアリング審査を実施し、埼玉県議会PR用動画制作業務委託候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が、最優秀提案者を委託候補者として決定する。

6 応募資格

(1) 応募者一般資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 法人格を有すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

ウ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

オ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等、納付すべき税金を滞納していないこと。

カ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

キ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (2) 「埼玉県議会PR用動画制作業務委託 仕様書」の内容を確実に履行できる者であること。
(3) 本事業の実施について、委託者からの求めに応じて協議に対応できる体制を整えていること。

7 スケジュール

質問事項受付開始	11月16日（木）15時から
質問事項の受付期限	11月21日（火）17時まで
質問事項の回答	11月27日（月）17時まで
企画提案参加希望書の提出期限	12月1日（金）17時まで
企画提案書の提出期限	1月5日（金）17時まで
候補者選考（プレゼンテーション）	1月15日（月）
選考結果発表	1月16日（火）

※ 選考には、既提出の企画提案書のみを用いることとします。

8 企画提案募集から受注者決定までの手続き

(1) 質問の受付及び回答

① 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

1) 質問方法：下記電子メールアドレスに電子メールで送信するものとする。

2) 電子メールアドレス：a6250-03@pref.saitama.lg.jp

3) 電子メールの件名：埼玉県議会PR用動画企画提案質問書（法人名）

4) 質問受付期間：令和5年11月16日（木）15時～11月21日（火）17時

② 質問の回答

質問への回答は、令和5年11月27日（月）以降、埼玉県議会ホームページ及び埼玉県ホームページに掲載する。なお、質問がなかった場合は掲載しない。

(2) 企画提案競技参加申込手続

① 提出書類

ア 「企画提案参加希望書」（様式第1号）

イ 「誓約書」（様式第2号）

様式は、埼玉県議会ホームページ及び埼玉県ホームページよりダウンロードできます。

② 提出期限

12月1日（金）17時まで（必着）

③提出方法

電子メール ※メール送信後、必ず着信確認の電話をすること。

電子メールの件名：埼玉県議会PR用動画企画提案競技参加申込（法人名）

④提出先

埼玉県議会政策調査課 広報担当

電子メールアドレス：a6250-03@pref.saitama.lg.jp

連絡先：（電話）048-830-6257（FAX）048-830-4923

（3）企画提案書の提出等

①受付期限

令和6年1月5日（金）17時（必着）

②提出方法

電子メール

※電子メールで受け取れる添付ファイルのサイズに制限があるため、おおよそ10メガバイトを超える場合には、事前に連絡の上、別途指示する方法により、提出すること。メール送信後、必ず着信確認の電話をすること。

電子メールの件名：埼玉県議会PR用動画企画提案書（法人名）

③提出先

埼玉県議会政策調査課 広報担当

電子メールアドレス：a6250-03@pref.saitama.lg.jp

（電話）048-830-6257（FAX）048-830-4923

④提出書類

別添「埼玉県議会PR用動画制作業務委託仕様書（公募用）」を参照のうえ、以下の書類をPDFで提出すること。

ア 企画提案書（様式任意）

- 1) 企画提案書の様式は任意とするが、仕様書に基づきA4判横長・片面で作成すること。
- 2) 企画提案書の1ページ目（表紙）には、次の事項を記載すること。
 - ・表題（埼玉県議会PR用動画制作業務委託 企画提案書）
 - ・応募者の住所、氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、電子メールアドレス
- 3) 企画提案書の2ページ目は「目次」とすること。
- 4) 企画提案書の3ページ目以降に記載する事項は、概ね次のとおりとすること。
 - ・企画提案の理念と基本方針
 - ・企画提案事項の内容、特に重要と考えるポイント
 - ・納品までの制作スケジュール
 - ・制作体制・スタッフ一覧・実績
 - ・その他、必要と思われる事項

イ 添付書類

- 1) 法人の概要（設立趣旨、事業内容）が分かるもの
上記内容が記載されていれば、既存のパンフレット等でも構いません。

2) 委託料見積書

見積りは、項目、単価等を明らかにした積算内訳とすること。

また、宛名は「埼玉県知事 大野元裕」あてとし、代表者印を押印すること。

3) 類似業務実績を示す書類

業務名、発注者、実施時期、契約金額、業務の概要がわかるもの

⑤その他

1) 企画提案は、1 提案者につき 1 提案に限る。(複数提案は不可)

2) 企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。

3) 提出された応募書類は返却しない。

また、応募書類の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

9 契約先候補の決定

(1) 決定方法

県は審査会を設置し、提出された企画提案書等に基づき、審査するものとする。

当該審査の結果、総合点が最も高かった提案者を契約先候補に決定する。

(2) 審査基準

審査にあたっては、業務実施能力、企画提案内容、業務実施体制、見積額等に基づき、総合的に評価する(別表参照)。

10 プレゼンテーション及び提案書類の審査

(1) 開催日時 令和6年1月15日(月) 10時30分から(予定)

※具体的な日時は後日通知する。

(2) 開催場所 県議会議事堂内

(3) 説明時間 各提案者とも20分程度

(プレゼンテーション10分程度、質疑応答10分程度)

(4) 説明資料 事前に提出した資料のみとする。

(5) 審査基準

「別表 企画提案に係る審査基準」のとおり。

(6) 委託候補者の選定

選定委員会の各委員が、審査基準により提出された企画提案書を審査し、委員の評価点数の合計が最も高く、最も優れた業務実施能力を有すると認められる者を委託候補者とする。参加者が1者の場合でも、審査において実施能力を有すると認められた場合には、委託候補者として決定する。実施能力を有すると認められる者がいない場合は再度選定を行う場合がある。

(7) 審査結果

審査の結果は、令和6年1月16日(火)(予定)に電子メールにて参加者全員に通知する。

(8) 留意事項

ア プレゼンテーションの内容は企画提案書に基づくものとし、訴求したい点等について説明すること、提出済みの企画提案書以外の資料の提示や企画提案書に記載のない新た

な提案等を審査当日に行うことは認められない。

イ プレゼンテーションに参加しない者については、契約の候補者には選定しないものとする。

ウ プレゼンテーションを行う者は各者2名までとする。

エ 参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することは認められないものとする。

オ 指定の時間に遅れた場合は、評価対象としないものとする。

カ 提出書類に虚偽の記載や不備がある場合は、審査対象とならず、失格とする。

11 審査対象からの除外

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書を提出（到達）した場合。
- (2) 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載を行った場合。
- (4) 他の参加者と提案内容やその他本競技に関して相談を行った場合。
- (5) 委託候補者の選定前に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合。
- (6) 選定委員会に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合。
- (7) 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合。
- (8) その他、執行者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

12 契約の締結

委託候補者は、提出書類に基づき、委託業務仕様書について協議するものとし、委託元と委託候補者との間で具体的事業内容及び契約金額について合意に達した場合に、委託候補者から改めて見積書を徴取し、随意契約による委託契約を締結することとする。

委託候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に候補者に事故等が発生した場合は、審査結果が次点の者を委託候補者として改めて協議を行う。以下同様の方法により、総合点が高かった者と順に協議を行うものとする。

選定後であっても、契約予定者に業務を遂行できない重大な事由が判明した場合は、委託契約を締結しないことがある。

なお、協議の結果、企画提案書等の内容の一部を変更する場合がある。

13 契約保証金

- (1) 上記12により委託元と合意に達した委託候補者（受託予定者）は、埼玉県財務規則第81条第1項の規定により、契約締結の日までに契約保証金を納付すること。
- (2) 上記に関わらず、埼玉県財務規則第81条第2項各号のいずれかに該当するときは契約保証金の全部または一部を免除する。

14 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 関係法令の遵守

本業務を受託した者（以下、「受託者」と言う。）は関係法令を遵守すること。

- (2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはで

きない。

(3) 個人情報保護

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）のほか、埼玉県議会PR用動画制作業務委託仕様書に基づき、その取扱いに十分注意し、漏洩、滅失及び棄損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

15 選考結果の公表等

選定結果として、契約の相手方となる企画提案者の名称を埼玉県議会のホームページで公表する。また、提出した企画提案書等は、埼玉県情報公開条例（平成16年埼玉県条例第65号）に基づく情報公開請求の対象となる。

16 その他

(1) やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止または取り消すことがある。

なお、上記に伴い、企画提案参加者又は受託予定者に損害が生じた場合であっても、本件はその損害について一切の負担を行わない。

(2) 企画提案競技参加に係るすべての費用は参加者の負担とする。

(3) 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しない。

(4) 著作権・著作者人格権について、納品した作品および素材映像の著作権は、全て埼玉県議会に帰属する。

また、納品した作品および素材映像について、制作者は著作者人格権の行使を行わないものとする。

17 問い合わせ先

埼玉県議会政策調査課 広報担当 長竹、笹次、小川

電子メールアドレス：a6250-03@pref.saitama.lg.jp

(住所) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 (県議会議事堂)

(電話) 048-830-6257 (FAX) 048-830-4923